



どんなことが
書かれているの？

なんのために
作成するの？

「個別注記表」にまつわる あなたの疑問に答えます

税理士・中小企業診断士 野村幸広

会社法では、決算書において会計を適正に処理するために補足情報を記載することを求めています。この補足情報を一覧表示した書類が個別注記表です。個別注記表を作成してなくても

ペナリテイが科せられるわけではありませんが、銀行融資などの際に個別注記表が付いていないと、融資がスムーズに進まないことも考えられます。ここでは、意外と知らない個別注記表の内容やその読み方を解説します。

個別注記表は決算書の一部

？
経理ウーマンである皆さんの多くは、何らかの会計ソフトを利用してのことだと思います。通常、会計ソフトには決算書作成機能がありますね。

今、目の前のパソコンで会計ソフトを操作できるのであれば、決算関連の

メニューを選んでみてください。そして、決算書の作成とか、印刷というようなメニューを選んでみてください。そうすると、「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費明細書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」といった帳票を画面参照したり、印刷したりできるようになると思います。

意外なことに会社法には、「決算書」や「決算報告書」というコトバは出てきません。会社法では、「株式会社は、

図表1 会社計算規則の規定

(注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×)

項目	①	②
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※	○ ※
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 損益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(19) その他の注記	○	○

※ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行なう場合に注記が必要となる。

「中小企業の会計に関する指針」より抜粋

るための記載であると。
注記の目的らしきものは少し見えてきました。また抽象的な感じがしますね。何より、「貸借対照表」「損益計

算書」は、正しく仕訳を行えば会計ソフトが自動的に作ってくれますし、「株主資本等変動計算書」についても、増減資等がなければ基本的に会計ソフト

ト任せでOKです。これに対して、「個別注記表」は会計ソフト任せでは何も進みません。仕訳入力ではなくて、自ら積極的に文章を打ち込まなければならぬのです。

「個別注記表」には
こんな項目が記載される
? 具体的などのような事項を注記するべきなのでしょう。か。「中小要領」を頼りに調べてみたいと思います。
「中小要領」における注記についての記載を確認しましょう。次に引用します。

14 注記※
(1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する

(2) 本要領に拠って計算書類を作成し

(中略)各事業年度に係る計算書類(中略)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(会社法第435条第2項)と規定しています。
会社でなくても、例えばPTAのような団体であっても決算はしますし、この報告のために決算書を作成します。決算をして報告するためならどんな形でも構わない。構成員さえ納得すればPTAのような任意団体であればそれでよいかもしれませんが、会社はそうはいきません。
会社が決算に際して作成する書類は、会社法に規定されている計算書類です。具体的には、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の4つということになります(会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条第1項)。
前置きが長くなりましたが、やっとテーマである「個別注記表」にたどり

着きました。個別注記表とは、会社の決算書を作成する書類の1つということ。ここで、決算書を作成する他の書類についても復習しておきましょう。
貸借対照表は期末時点での財政状態を、損益計算書はその事業年度の経営成績を表すものとされています。株主資本等変動計算書は、その事業年度中の純資産の変動状況を表示した計算書です。
「個別注記表」は会計ソフト任せでは作れない。
では個別注記表とはどんな内容なのでしょう。か? そもそも注記とは何かという点についてヒントを得るために、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小要領」といいます)を確認してみたいと思います。

「中小要領」は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示したものです。この「中小要領」の中に、注記についての解説がありますので、次に引用します。
「決算書は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握することにも、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成しますが、貸借対照表や損益計算書の情報を補足するために、一定の注記を記載する必要がある」と
「株主資本等変動計算書に関する注記は、決算期末における発行済株式数や配当金額等を記載します」
つまりこういうことです。注記とは、4つの書類で構成される決算書のうち、「損益計算書」「貸借対照表」及び「株主資本等変動計算書」の情報を補足す

た場合には、その旨を記載する」

(※14は、「中小要領」の目次の中での項目番号です。「中小要領」の目次中、II各論は、14の項目で構成されています。「注記」は各論の中で14番目の項目です)

(1)から見ていきましょう。会社計算規則が注記を要求している項目は、前ページ図表1の通りです。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く)の個別注記表においては、記載を省略してよい項目が定められています。それが図表1の①欄の×印の項目です(会社計算規則第98条第2項)。

この結果、多くの中小企業では、①欄の○印の項目についてのみ、注記が要求されることとなります(会社法上の「公開会社」とは、定款で株式の譲渡制限を設けていない会社のこと、株式を公開している会社ということ)

はありません)。

図表1の②欄の○印は、会計監査人設置会社以外の公開会社に要求される注記事項を示しています。

多くの中小企業は、定款で株式の譲渡制限を設けており公開会社には該当しません。念のため、皆さんの会社が株式の譲渡制限を設けているかどうか、確認してみてください。その確認は、法務局で取得する履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「株式の譲渡制限に関する規定」欄で行なうことができます。

この欄に、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ」等と書かれていれば、会社法上の公開会社ではないこととなります。このような記載がある場合、個別注記表に注記が要求される項目は、図表1の①欄の○印の項目になるということです。

会社法上の公開会社であるというこ

とは、株式の譲渡制限のある会社に比べて株式の売買が自由に行なえるわけですから、より多くの情報を投資家に開示する必要があります。補足情報もあまり削れないというわけですね。

逆に言うと、図表1の①欄の項目は、いかなる会社であっても注記を省略できない重要な補足情報ということがわかります。

損益計算書の情報を

補足するという意味は?

さて、図表1の②に示されている「重要な会計方針に係る事項」とは、より具体的にはどのような事項でしょうか。「中小要領」の解説は次の通りです。

「重要な会計方針に係る事項は、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当

金の計上基準等を記載します」

これだけでは何だかよく分かりませんね。

皆さんの中には、決算時に減価償却費を計上する仕訳を行なったことがある方もいらっしゃると思いますので、分かりやすいところで「固定資産の減価償却の方法」から見てください。

「中小要領」では、固定資産の減価償却の方法について、次のように示しています。

「8. 固定資産」※

(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行なう

(4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行なう(※8は、「中小要領」の目次の中の項目番号です)

有形固定資産については、定率法、定額法等と、複数の方法が示されています。定額法とは、毎期一定の額で償却する方法であり、定率法とは、毎期一定の率で償却する方法です。

いずれの方法を採用するかによって、その事業年度に計上される減価償却費の金額は変わります。例えば、耐用年数10年の100万円の機械装置を期首に買って事業の用に供したとします。定額法とするか、定率法とするかによって、損益計算書に計上される減価償却費の額は、それぞれ次の通りとなります。

- ・定額法の場合
100万円 × 1/10 = 10万円
- ・定率法の場合
100万円 × 0.200 = 20万円

いずれの減価償却の方法を採用するかによって、損益計算書に計上される

減価償却費の金額が10万円違うこととなります(減価償却費の計算についてはさらに学びたい方は、ぜひ、国税庁のタックスアンサーの「No.2106 定額法と定率法による減価償却」をご覧ください)。

URLは、以下の通りです。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2106.htm>

複数許されている方法のうち、どの方法を採用して減価償却費を計算したのかを明らかにすること。これが、「損益計算書の情報を補足する」ということの意味です。

個別注記表の実例を
確認しておく

図表2 個別注記表の例

個別注記表	
自 令和〇〇年〇月〇日 至 令和〇〇年〇月〇日	
1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。	
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
(1) 資産の評価基準及び評価方法	
① 有価証券の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法を採用しています。
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法を採用しています。
(2) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産	定率法を採用しています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。	
② 無形固定資産	定額法を採用しています。
(3) 引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の前払負債を計上しています。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、決算日において、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額の〇%を計上しています。
(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	
① リース取引の処理方法	リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。
なお、未経過リース料総額は、〇〇〇円（又は千円）であります。	
② 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。
3. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	〇〇〇円（又は千円）
(2) 受取手形割引額	〇〇〇円（又は千円）
(3) 受取手形差控減額	〇〇〇円（又は千円）
(4) 担保に供している資産及び対応する債務	建物 〇〇〇円（又は千円） 土地 〇〇〇円（又は千円） 長期借入金 〇〇〇円（又は千円）
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	〇〇〇株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	〇〇〇株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
平成〇〇年〇月〇日の定時株主総会において、次の通り決議されました。	
配当金の総額	〇〇〇円（又は千円）
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円
基準日	令和〇〇年〇月〇日
効力発生日	令和〇〇年〇月〇日
(4) 当事業年度の末日後に発行済株式の配当に関する事項	
令和〇〇年〇月〇日開催の定時株主総会において、次の通り決議を予定しています。	
配当金の総額	〇〇〇円（又は千円）
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円
基準日	令和〇〇年〇月〇日
効力発生日	令和〇〇年〇月〇日

※「中小要領」の個別注記表例（2、2）のみ「中小企業の会計に関する指針」より

具体例が分かってきたところで、実際の個別注記表の例を見てみましょう。先ほど説明した固定資産の減価償却の方法は、2、(2)に示されています。有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法は(1)に、引当金の計上基準は(3)に示されています。

固定資産の減価償却の方法と同様に、「中小要領」では、有価証券については「5. 有価証券」に、棚卸資産については「6. 棚卸資産」に、それぞれ適用すべき評価基準及び評価方法を示しています。また、引当金の計上基準については、「11. 引当金」にその計上基準を示しています。

これらの「中小要領」の記載と照らし合わせながら図表2の2、(1)、(3)を見ていただくと、理解が深まるのではないのでしょうか。

図表2の2、(4)の「①リース取引の処理方法」については、「中小要領」

の「10. リース取引」の項が参考になります。

「10. リース取引」
リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行なう」

このように2つの会計処理方法を示した上で、まずは解説でこの2つの会計処理の方法について説明しています。

「賃貸借取引に係る方法とは、リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法です。一方、売買取引に係る方法に準じた会計処理とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法であり、(中略)リース対象物件を「リース資産」として貸借対照表の資産に計上し、借入金に相当する金額を「リース債務」として負債に計上することとなります。また、リー

ス資産は、一般的に定額法で減価償却を行なうこととなります」

仕訳で確認すると、以下のようなこととなります。

（賃貸借処理の場合）
支払いの都度：リース料/現預金
＝売買取引に係る方法に準じて会計処理
リース開始時：リース資産/リース債務
リース料支払時：リース債務/現預金
決算時：減価償却費/リース資産

重要な会計方針に係る事項に関する注記とは？

以上のように、いずれの方法によるかによって、仕訳パターンは大きく変わります。ですので、解説の最後で次

のような考えが示されています。

「貸借取引に係る方法で会計処理を行なった場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましいと考えられます」

貸借対照表に記載されていない情報を補うという意味で、貸借対照表に対する補足情報になっていますね。

以上のように、同一事象について、複数の会計処理がある場合、当社がどの会計処理を選択したのかという情報を提供するものが図表2にいう「重要な会計方針に係る事項に関する注記」ということとなります。

では、図表1の「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」とはどういったものでしょうか。考え方だけ確認しておこうと思います。

ます。

「中小要領」の1. 総論の中に、次のような記載があります。

4. 複数ある会計処理方法の取扱い
(1) 本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する

(2) 会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があるが、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する

(1)にあたる注記が「重要な会計方針に係る事項に関する注記」と言え、(2)にあたる注記が「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」と言えます。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」が、その事業年度の貸借対照

表、損益計算書、株主資本等変動計算書に対する注記とするなら、「会計方針の変更に関する注記」「表示方法の変更に関する注記」は、その会社の事業年度間の比較を可能にするための注記と言えます。

図表2の最後にある「4. 株主資本等変動計算書に関する注記」は、金額ではないために株主資本等変動計算書には記載されない情報である株数や、期末よりも後に起こる事象である配当金の決議予定について、補足情報を提供していることとなります。

また、図表1では○印になっていますが、図表1では「中小要領」では貸借対照表に関する注記として、「受取手形割引額」「受取手形譲渡額」も注記することとしています。

図表2の「3. 貸借対照表に関する注記」の(2)(3)がこれにあたります。

「受取手形割引額」「受取手形譲渡額」は、法人税法の規定に基づく貸

倒引当金の計算上も必要な情報となりますので、私も該当がある場合には必ず注記しています。

個別注記表で決算書の信頼性・信用性が高まる

以上、ざっと個別注記表の位置づけやその記載内容について見てきました。まとめると、次のようなことが言えます。

- ・ 個別注記表は決算書の一部であり、会社法上作成を省略することはできない。
- ・ 各注記は「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」の背景説明(補足情報)である。

重要な会計方針に係る事項に関する注記などは、仕訳の仕方、その金額の

算定についての根拠説明をしているようなものです。

こう考えると、「注記にどう書くか」というところまで意識して、仕訳の入力をしなければという気になってきますね。ちょっと緊張します。しかし、そのような過程を経て慎重に作成された決算書は、やはり信頼性・信用性が高いです。

結果的に銀行からの問い合わせに対してスムーズかつ正確な回答ができるようになりますし、税務調査においても仕訳の根拠を説明できるようになります。

すなわち、個別注記表は、皆さんの会社の利害関係者(銀行や税務署など)に対し、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」と並ぶ重要な計算書類の1つなのです。

いままで学んだことを頭に入れて、改めて自社の個別注記表を見直してみたり、あるいは上場会社の個別注記表

のうち、中小企業にも注記が要求されている項目と自社の注記とを比べてみたりしてみてください。きっと何か新たな発見があるはずです。

個別注記表を通じて、ぜひこの機会に会計への理解を深めてください。



●のむら・ゆきひろ

1968年生まれ。1994年税理士登録。2002年中小企業診断士登録。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的とするノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。近年では顧客とのクラウド上でのデータ共有も容易になったことから、経理業務のアウトソーシングにも力を入れている。「近況」「コロナ禍で4月より在宅勤務中です。はじめは違和感がありました。が、慣れると案外やれるなど。それはさておき、6月号発売時には世の中正常化していることを願っています。」